

びほろっ子夢へのチャレンジプロジェクト事業補助金交付審査委員会審査基準

(令和6年5月1日制定)

1 目 的

びほろっ子夢へのチャレンジプロジェクト事業補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)に基づき、事業の実施にあたり適正かつ公平に審査・選考を行うため、審査項目の基準等を定めるものとする。

2 選考方法

びほろっ子夢へのチャレンジプロジェクト事業補助金交付審査委員会審査要領(以下「審査要領」という。)第5条に掲げるプロジェクトチーム構成員(以下「構成員」という。)による一次審査(書類審査)及びびほろっ子夢へのチャレンジプロジェクト事業補助金交付審査委員会設置要綱第3条に掲げる審査委員による二次審査(プレゼンテーション)において補助交付対象者の選考かつ決定を行うものとする。

3 審査項目

A 一次審査(書類選考)

(1) 交付要綱第5条に基づき、補助対象外経費とされる以下の活動のいずれかに該当する場合は審査の対象としない。

- ① 営利を目的とする活動
- ② 宗教的又は政治的宣伝等にかかる活動
- ③ 公序良俗に反する活動にかかる活動
- ④ 本町及び他機関の補助制度の適用を受けている活動
- ⑤ 単に学習活動や進学のためを目的とした活動
- ⑥ 研修中における飲食のみを目的とする活動
- ⑦ 備品購入を目的とした活動
- ⑧ 資格取得等個人の利益とみなされる活動
- ⑨ その他、別に定める審査委員会において補助するにふさわしくないと認められる活動

(2) 応募期限内に提出された応募シート(様式1)をもとに、次表に掲げる評価項目について加点し採点を行うものとする。

【評価項目】

ア) チャレンジに対する思い（動機・背景・経験・夢をかなえることへの思い）		
①動機が明確である（何のために、誰のために）	3 点	計 1 0 点
②きっかけとなる背景や経験による動機づけがある	3 点	
③夢に対する強い思いや熱意が感じられる	4 点	
イ) チャレンジの具体性（いつ、どこで、なにを、どのように）		
①実施の時期や期間が明確で実効性がある	3 点	計 1 0 点
②実現可能な場所を想定している	3 点	
③具体的な内容が想定されている	2 点	
④誰とどのようにチャレンジするか具体性がある	2 点	
ウ) 実現に向けた積極性（よく調べ必要なものが整理されているか）		

①積極性（他人に依存せず自らチャレンジする内容である）	3 点	計 1 0 点
②自主的にチャレンジする内容を調べているように感じられる	2 点	
③資金の運用が現実的である	2 点	
④他にない創造性や独創的な内容である	3 点	
エ) 実現の可能性と事業の効果		
①自分の努力だけでなく事業採択により実現可能な内容である	2 点	計 1 0 点
②人的な協力が得られる可能性が現実的である	2 点	
③チャレンジした内容の成果が明確で本人の成長に繋がる	2 点	
④継続して協力者の支援や活動に繋がることが見込まれる	2 点	
⑤家族や周囲の方に模範となり影響を与える期待が高い	2 点	
オ) 特に、加点に値する事由がある場合		
加点する理由を明記	5 点以内	5 点
評価加点合計		4 5 点

(3) 選考方法

評価採点は、各構成員につき 4 5 点以内で採点し、構成員 7 名の合計点の総得点による上位 5 位までを二次審査の通過者として決定する。ただし、5 人目の得点と同数の場合は同順位とし通過者の人数を増やすこととする。

B 二次審査（プレゼンテーション）

- (1) 一次審査を通過した応募者によりプレゼンテーションによる発表を受け、審査委員による審査を行い、審査項目を次のとおり定めるものとする。

【審査項目】

審査内容	評価点
ア) 夢へのチャレンジプロジェクトへの思い ・ 動機 ・ 背景や経験 ・ 夢への熱意	1 0 点満点
イ) チャレンジの内容を具体的に説明しているか ・ いつ、どこで、何を、どのように	1 0 点満点
ウ) 積極性や自分なりに調べられているか ・ 必要な人、もの、場所、経費などについて自分なりに調べられているか	1 0 点満点
エ) 実現の可能性と事業効果は高いか ・ 人的、補助金支援を行うことでプロジェクト実現の可能性はあるか ・ 実現した際の本人や周りへの波及効果は期待できるか	1 0 点満点
オ) 将来の展望と継続性 ・ 本プロジェクトを行った後に、以後どのように活かしていくか明確であるか	1 0 点満点
評価点合計	5 0 点満点

(2) 選考方法

評価採点は、審査委員につき50点以内で採点し、審査委員5名の合計点と順位によるブレイス・ナンバー方式により、上位3名以内を補助交付対象者として決定することとする。

ただし、合計得点が同点の場合、各審査委員の上位順位を採用するものとする。

- 4 その他、この審査基準に定めるもののほか、必要な事項については、審査委員会において協議し決定する。